

第1 基本計画策定の考え方

1. 基本計画策定の趣旨

県土の3分の2を占める森林は、木材の生産だけでなく、おいしい水やきれいな空気、県土の保全など私たちの生活にとってかけがえのない恩恵をもたらしています。また、レクリエーションや癒しの場として健康で快適な生活を送るための大切な役割を果たしています。

近年においては、地球温暖化の防止や生物多様性の確保など森林の地球環境の保全に果たす役割は重要さを増しており、木材は、環境負荷の少ない再生可能な資源として見直されてきています。

このように、森林は私たちにとって大変重要な存在ですが、過去には幾度か行きすぎた伐採による森林の危機がありました。

しかし、その都度、先人達の努力で森林を再生させ、豊かな森林が保たれてきました。そして私たちは、森林とともに生き、森林から供給される木材を生活に巧みに取り入れる「木の文化」を育んできました。

また、江戸時代から活発な林業が展開してきた三重県では、「木を植え、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」を通して守り育てられ、林業は、山村地域の生活、経済を支える産業として重要な役割を担ってきました。

しかし、これまで三重の森林を育んできた林業は、木材価格の低下や需要の減少などにより生産活動が停滞し、活力が失われています。

スギやヒノキなどの人工林は、人が手を加えなければ健全な森林に育たず、公益的機能も十分に発揮されませんが、戦後造林され利用可能なまでに生長した人工林の多くが有効に活用されず、手入れ不足から荒廃の危機に直面しています。森林は今、これまでの伐採による危機とは違い、放置されることによる危機、伐採されないことによる危機に瀕しています。

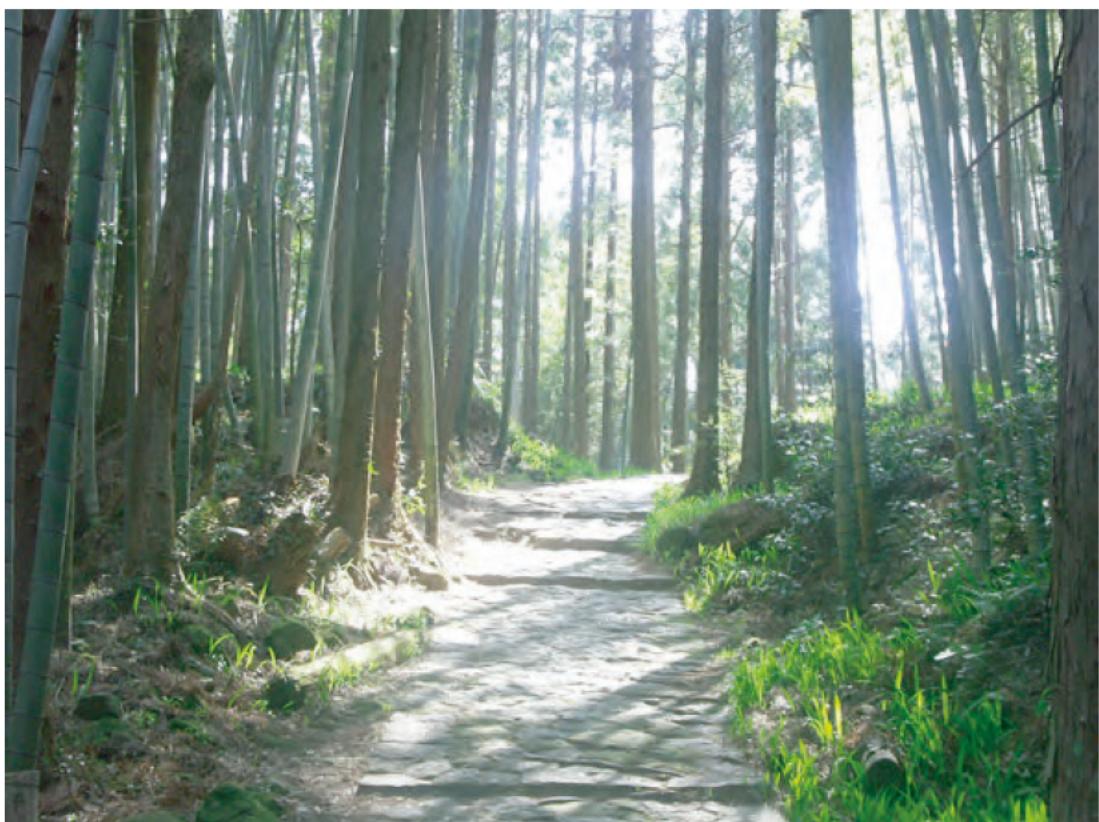


また、私たちの暮らしの中では、利便性の追求や生活様式の変化等から鉄やアルミニウムなど人工の材料が木材に代えて利用されるようになるとともに、「森林」や「木」と「人」との関係も次第に希薄になり、これまで培ってきた「木の文化」の崩壊も懸念されるところです。

水源のかん養や土砂の流出の防備、地球温暖化の防止など、森林の持つ公益的機能の維持増進を図っていくためには、「緑の循環」を円滑にするとともに人工林の針広混交林への誘導等を進め、森林を社会資本として将来にわたり継続して適正に管理していくことが必要となっています。

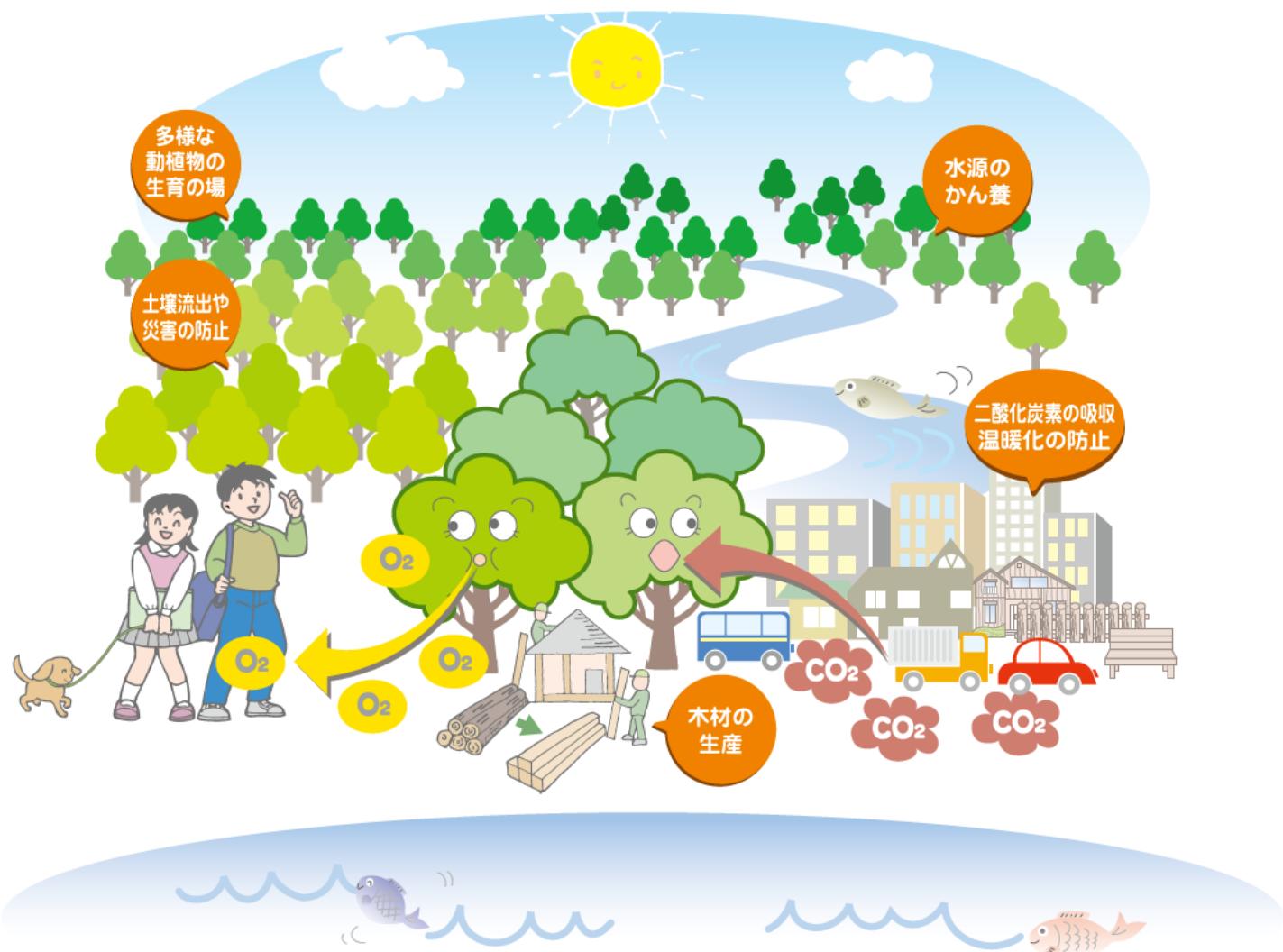
そのために私たちは、生活の中で森林の役割や木を使うことの意義を良く理解し、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら森林づくりを計画的に進めていく必要があります。

こうした取組を着実に進めるため、平成17年10月に制定された「三重の森林づくり条例」（以下「条例」といいます。）を踏まえ、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献し、県民の健康で文化的な生活が確保されている社会の構築に向け、三重の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重の森林づくり基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を策定します。



2. 基本計画の期間

基本計画は、三重の森林づくりについての中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向性などを定めており、計画期間は20年間（平成18年度～37年度）とします。



三重の森林づくり基本計画の基本的な考え方

基本計画は、20年先(H37)を見据え、今後10年間に必要となる施策を示します。

